（損傷範囲の想定）

第四十四条　想定する損傷の最小範囲は、次に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一　最大搭載人員が四百人以上の旅客船

イ　縦方向の範囲　船の長さの百分の三又は三メートルのうちいずれか大きい長さ

ロ・ハ　（略）

二　最大搭載人員が三十六人を超え四百人未満の旅客船

イ　縦方向の範囲　船の長さの百分の一・五に次の算式で算定した値を加えた長さ又は三メートルのうちいずれか大きいもの

$$\frac{0.015Lf\ (N-36)}{364}\ (\text{メートル})$$

この場合において、

Nは、当該船舶の最大搭載人員

ロ・ハ　（略）

三　最大搭載人員が三十六人の旅客船

イ　縦方向の範囲　船の長さの百分の一・五又は三メートルのうちいずれか大きい長さ

ロ・ハ　（略）

四　（略）

2・3　（略）

（隔壁を貫通する囲壁路とトンネル）

第五十五条　船員等室から機関室区域への交通のため若しくは管を通すため又はその他の目的のために横置隔壁を貫通して囲壁路又はトンネルを設けるときは、囲壁路又はトンネルは、水密とし、かつ、第七十三条の規定に適合する構造のものでなければならない。

2～5　（略）

第五十六条　削除

第五十九条　（略）

2　前項の規定にかかわらず、次に掲げる要件に適合する位置にある旅客室であつて管海官庁が差し支えないと認めるものの舷窓（げんそう）の内ぶたは、取り外すことができるものとすることができる。

一　船首垂線から船の長さの八分の一の箇所より後方であること。

二　（略）

3・4　（略）

（ウェル）

第六十七条　排水の目的のため二重底に設けるウェルは、できる限り浅いものとし、かつ、その底面がキール線を通る水平面の上方〇・五メートル又はキール線を通る水平面から測つた内底板の垂直距離の二分の一のいずれか大きい方の値の位置よりも下方となるようにこれを設けてはならない。ただし、当該船舶の構造等を考慮して官海官庁が差し支えないと認める場合は、この限りでない。

2　（略）

（損傷範囲の想定）

第四十四条　想定する損傷の最小範囲は、次に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一　最大搭載人員が四百人以上の旅客船

イ　縦方向の範囲　区画についての船の長さの百分の三又は三メートルのうちいずれか大きい長さ

ロ・ハ　（略）

二　最大搭載人員が三十六人を超え四百人未満の旅客船

イ　縦方向の範囲　区画についての船の長さの百分の一・五に次の算式で算定した値を加えた長さ又は三メートルのうちいずれか大きいもの

$$\frac{0.015Ls\ (N-36)}{364}\ (\text{メートル})$$

この場合において、

Nは、当該船舶の最大搭載人員

ロ・ハ　（略）

三　最大搭載人員が三十六人の旅客船

イ　縦方向の範囲　区画についての船の長さの百分の一・五又は三メートルのうちいずれか大きい長さ

ロ・ハ　（略）

四　（略）

2・3　（略）

（隔壁を貫通する囲壁路とトンネル）

第五十五条　船員等室からたき火場への交通のため若しくは管を通すため又はその他の目的のために横置隔壁を貫通して囲壁路又はトンネルを設けるときは、囲壁路又はトンネルは、水密とし、かつ、第七十三条の規定に適合する構造のものでなければならない。

2～5　（略）

（空気管）

第五十六条　隔壁甲板を貫通する空気管の船楼内に設ける開口の高さは、船舶の傾斜角を十五度又は損傷時の復原性の計算において仮定される平衡前の最大傾斜角とした場合の水線のうちいずれか高い方から一メートル以上でなければならない。

第五十九条　（略）

2　前項の規定にかかわらず、次に掲げる要件に適合する位置にある旅客室であつて管海官庁が差し支えないと認めるものの舷窓（げんそう）の内ぶたは、取り外すことができるものとすることができる。

一　船首垂線から区画についての船の長さの八分の一の箇所より後方であること。

二　（略）

3・4　（略）

（ウェル）

第六十七条　排水の目的のため二重底に設けるウェルは、できる限り浅いものとし、かつ、その底面がキール線を通る水平面の上方〇・五メートルの位置よりも下方となるようにこれを設けてはならない。ただし、軸路の後端には、外板まで達する一個のウェルを設けることができる。

2　（略）